

平成18年度国土交通省PFIセミナー
事前質問と回答

質問	回答
一般的にPFIの有利な業種と不利な業種はあるのか。	事業内容に応じて個別の検討がなされた結果、PFI固有のコストを上回るコスト縮減要素や民間の創意工夫の余地があるものはPFI導入の効果があると思われれます。
現状、PFIを使ったどの様なケース(事例)があるか。	内閣府PFI推進室ホームページに掲載されておりますのでご参照下さい。
PFI事業については、いわゆる「ハコモノ」の案件がほとんどであり、一般の土木事業ではなかなか導入が進んでいないと思われる。中でも道路については、未だ事業化している案件がない状況であるが、道路PFIについて、PFI導入の際の課題や、現在具体的に検討している事例があればご教示願いたい。	道路のPFIについては、駐車場や道の駅について実施されております。事業内容に応じて個別の検討がなされた結果、VFMの発現等PFIに適した事業であれば実施される可能性はありと考えております。
東北地方のPFI案件は西日本に比べて若干少ないという印象がありましたが、国土交通省として今後導入を活性化したいと考えておられる事業分野は具体的にどのような方面・種類の事業になりますか。	事業分野の別を問わず、事業内容に応じて個別の検討がなされた結果、VFMの発現等PFI事業としての条件が整ったものから事業化されるものと考えております。
北海道内のPFI実施例はありますか？実施例があれば効果はどのような状況ですか？	内閣府PFI推進室ホームページにおいて、地域別に事例が掲載されておりますのでご参照下さい。個別のPFI事業に係る情報については、実施主体より公表されておりますのでご参照下さい。
PFI事業を導入する際の実務的なマニュアルはあるのか。(事業内容が複雑であり、導入を検討することさえも容易ではないようにおもえるが。)	内閣府「地方公共団体におけるPFI事業導入の手引き」や国土交通省「国土交通省所管事業へのPFI活用参考書」等があります。
PFIを行うにあたり、行う事業別に当方・相手の参加条件(資格)や手続き等が判りづらいので視覚表現による分かり易い説明や事例紹介をして欲しい。	内閣府「地方公共団体におけるPFI事業導入の手引き」や国土交通省「国土交通省所管事業へのPFI活用参考書」等において、図解により説明しております。

質問	回答
失敗例があれば具体的にお伺いしたいと思います。	当省所管事業ではありませんが、民間事業者の破綻により、サービスの提供が一時中断した事例として、「タラソ福岡事業」があります。詳細については、「タラソ福岡の経営破綻を越えて～タラソ福岡の適正な推進のために～タラソ福岡の経営破綻に関する調査検討報告書」(平成17年5月12日 福岡市PFI事業推進委員会)をご参照下さい。
PFIの実施に当たり、今までにあった問題点、難題を教えてください。	課題については、内閣府「PFI推進委員会中間報告－PFIのさらなる展開に向けて－」において、(1)官民間の適切な責任・リスク分担の実現、(2)事業者選定手続きにおける公平性・透明性と経済性の確保、(3)VFM 評価の客観性・信頼性の向上、(4)いわゆる「イコールフットイング」論、(5)官民間の取引コストの縮減 があげられておりますので、ご参照下さい。
PFIに至らなかった事例とその理由が知りたい。	導入可能性調査でPFI導入を断念した理由としては、VFMが出なかった等があります。日本PFI協会「PFI年鑑」に事例の記載がありますのでご参照下さい。
PFIは必ずSPCを立ち上げないと実施できないのか。	PFIにおいては、実施方針や入札公告等においてSPCの設立を求める場合が一般的ですが、必須ではありません。SPCの設立を条件とするか否かは、発注者の判断によることとなります。
基本協定を締結し、SPCを立ち上げるまでの代表企業の役割は明確ですが、SPCを立ち上げた後の代表企業の役割についてご教示ください	責任の分担や範囲については事業ごとの個別の契約内容によって異なりますが、代表企業は、SPCの中心となり、他構成員と協力し、事業を実施していくこととなります。
PFI事業参画の形態として、SPCとLLPの相違について、公募側、民間事業者側それぞれの立場でのメリットデメリットを挙げれば、どのような違いがあるか？	LLPは法人格を有さず法人税が直接構成員に課されるため、SPCのように法人税と配当税の両方を支払う必要がなく、また、構成員の出資額に比例して利益や権限を配分する必要がないという点にメリットがあります。一方、SPCの場合、事業の実働を伴わなくても株主になることができ、また、株式の譲渡が可能など、企業が参画しやすいというメリットがあります。
PFI事業参画について、LLP制度が有効に活用された事例はあるか？	現在のところ、LLPが民間事業者となった事例は把握しておりません。

質問	回答
PFI事業では民間の資金を活用して公共サービスを実施していくとのことだが、公的資金(いわゆる税金)は必要としないのでしょうか？	公共事業者から民間事業者に対する支払いが生じない独立採算型もあれば、公共サービス提供の対価として公的資金を民間事業者へ支払うサービス購入型もあります。
国土交通省HPで「PFI事業で整備された公共施設に対し、補助金を一括交付することは可能である。」とされていますが、街路事業のPFIの場合も補助金について一括交付されるのでしょうか？可能であれば、事業費に対してどれぐらいの割合で交付されるのか詳細について御教授賜りたい。また、交付額が大きくても一括交付なののでしょうか？	国土交通省は、「地方公共団体がPFI事業を実施する際の補助金等の適用に関する国土交通省基本方針」として、PFIで整備された公共施設に対し、補助金を一括交付することは可能であると示しています。補助金等の適用については、「都市・地域整備局所管国庫補助金交付申請等要領」を参照するか、都市・地域整備局街路課あるいは地方整備局等にご相談下さい。
PFI事業の事業用地の確保について、どのような手法が考えられるか。(例：購入、借地、土地信託、など)多様な手法が可能とすれば、それぞれの手法のメリット、デメリットは。	定期借地によるPFIの一例として、山形県「PFIによる県営鈴川団地移転建替等事業」では、県が地権者から有償で定期借地する方法が採られております。
大きな施設(建物)の大規模改修にPFIは使えるのでしょうか？あれば、事例をご紹介ください。	国土交通省関係では、「道の駅ようか但馬蔵」整備事業等で大規模修繕の実施を前提として要求水準書に定めております。
DBO方式のメリット・デメリットについてご教示ください。	DBO方式では、公共事業者が資金調達し、設計・施工・運営を一括して民間に委ねるため、設計から運営までを一体として検討することが可能となり、民間ノウハウの活用が広がるものと考えられます。
PFI事業方式にBTがありました、どのような方式なのでしょう。	施設の設計・建設のみをPFI事業として契約し、完成後一括払いで公共事業者が買い取る方式です。維持管理・運営については、公共事業者自ら、または、指定管理者等により行います。
BTが適した事業についてお教えてください。	特定の民間事業者に長期間委ねるための調整やリスク移転が難しいものの、民間事業者が有するノウハウを活用したい場合などが想定されます。

質問	回答
リスク分担をどこまで細かく表現すべきか。 (考えられる全てのことを盛り込まないと契約上不利になることがあるか)	具体的なリスク分担は個別の事業内容によって異なるため、事業毎に検討することが必要です。なお、内閣府「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」において、リスク分担等を検討する上での留意事項が示されておりますので、ご参照下さい。
PFI実施による事業の質的向上効果と、コスト削減効果のバランスはどのように考えるべきか。	施設建設が重要な事業や運営・サービスが重要な事業など特性が個別の事業内容によって異なるため、事業毎に検討することが必要です。なお、内閣府「VFM(Value For Money)に関するガイドライン」が内閣府PFI推進室ホームページで公開されておりますので、ご参照下さい。
VFMの確保、リスク分担の方法について教えてください。	VFMの算定については、内閣府「VFM(Value For Money)に関するガイドライン」、国土交通省「国土交通省所管事業を対象としたVFM簡易シミュレーション」をご参照下さい。官民リスク分担については、内閣府「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」をご参照下さい。
事業のVFMを算定する場合、PFI事業化に向けた検討業務等のコストをどのように考慮すればよいか。	PFIの導入可能性調査やモニタリングのような外部委託費についても、VFMの算定に盛り込みます。
VFM(バリューフォーマネー)の算定結果が、どの程度あればPFI事業を実施しているのか、具体的なVFMの数値と事例を含めて教えてください。	VFMが何%発現すれば実施するという決まりはありません。定量的な評価だけでなく、PFI導入のメリット・デメリットを総合的に考えて導入の効果があるかを判断するものと考えています。
事業規模が小さい場合、VFMが出にくいと言われていますが、比較的小規模な事業費であっても、PFIを活用することが妥当である場合は、具体的にどのようなケースかご教示願います。	PFI活用に伴って発生する固有のコストに比べて、長期一括契約等によるコスト縮減が確実に見込まれるケースが考えられます。
事業の有効性は、実際どの程度達していますか？	PFI事業は、長期にわたる契約となることが一般的で、契約期間を終えた事業はないことから、現時点で全体に渡る評価を行ったものはありません。既に実施方針が公表された事業の中には、優秀提案価格ベースで約40%のVFMが発現を見込む事業もあり、コスト縮減等の一定の効果があると考えられます。
割引率の値と各事業ジャンル及びスキームとの関係性について具体にご教示頂きたい。	内閣府「VFM(Value For Money)に関するガイドライン」において、割引率はリスクフリーレートを用いることが適当とされており、特に事業ジャンルやスキームとは関係ありません。

質問	回答
<p>従来公共事業とは違う事業発注方式であるため、事業者による工事中の公共としての施工管理についてどのように対応すべきか。従来公共事業と同様の書類提出、施工管理が必要であるのかどうかお伺いしたい。</p>	<p>発注者が施設特性等を踏まえて、必要と判断する管理方法を事業毎に契約書に規定することになります。</p>
<p>長期契約となるが、契約先の経営難、すなわち倒産などに対処する方法の可能性はどのようであろうか。</p>	<p>予め協定等において、事業継続困難時の措置（例えば、契約解除や損害賠償）について決めておくことが必要です。</p>
<p>誠実な企業の場合はよいのですが、不誠実な企業が事業をいわゆる食い散らかした上に倒産または営業譲渡等で撤収してしまい、事業（公の役割）に重大な支障をきたすことに対する防御策はあるのでしょうか。</p>	<p>民間事業者の履行内容と併せて、モニタリングの実施、サービス対価の減額、事業契約解除等について事業契約書にて規定しておくことが必要です。</p>
<p>PFI方式に関しては、今後更に普及が進むことが予想されるが、PFI方式を採用し、運営している施設等の追跡調査（当初の計画通りの採算性を維持しているか等の実態調査）を行う予定はあるか。</p>	<p>個別事業の運営状況の把握については、発注者等によりモニタリングが実施されております。</p>
<p>総合評価一般競争入札方式において、二段階審査を導入した場合、一段階目の審査で通過できる参加グループ数を明確にし、入札説明書等で事前に公表することは可能なのでしょうか。</p>	<p>現行の多段階選抜方式は絶対評価によって行われるため、グループ数を事前に明確にすることは適当ではありません。詳しくは、内閣府PFI推進室ホームページで公表されている、「PFI事業に係る民間事業者の選定及び協定締結手続きについて」をご参照下さい。</p>
<p>事業の公募や選定の段階での工夫で、地元企業の参入を促している事例等があればご教示願いたい。</p>	<p>地元企業が代表企業、構成員等になるPFIの実施事例はあります。例えば、内閣府民間資金等活用事業推進室「地方公共団体におけるPFI事業導入の手引き」に事例が掲載されています。個別のPFI事業に係る情報については、実施主体より公表されておりますのでご確認下さい。</p>
<p>WTO対象のPFI事業において、事業者選定の審査項目に「地域経済活性化への配慮」等の項目を設けることは、WTO違反にならないのでしょうか。</p>	<p>事業者選定の審査項目については、入札参加者の公平性を担保する必要があり、対象事業ごとに事業及び地域の特性を踏まえた上で設定しているものと考えております。</p>

質問	回答
<p>直近の事例である「那覇航空交通管制部管理棟建替整備事業」(平成18年8月入札公告)では、「入札参加資格申請～落札者の決定」の間を指名停止の判断期間としていますが、これはどのような考え方によるものでしょうか。</p>	<p>那覇航空交通管制部管理棟建替整備事業においては、事業者の負担を軽減するため、国の設定する予定価格の範囲内であることを先に確認し、入札価格が予定価格の範囲内であることが確認できた事業者については、引き続き提案内容の審査を行うこととしています。よって、指名停止期間は、最終的に事業者が決定する「落札者の決定時まで」としております。</p>
<p>下水道施設(中継ポンプ場)の老朽化等に伴う機器更新を予定しており、コスト縮減等を目的に更新事業、維持管理を含めたPFI事業を検討しております。このような事例が少ないので、検討するに当たっての課題がありましたらおしえてください。 また、補助金及び起債等の採択について教えてください。</p>	<p>事業の具体的内容によって課題も異なることから、個別にご相談下さい。 なお、国庫補助については、通常の下水道事業の扱いと同じです。</p>
<p>埋立事業へのPFI導入事例の有無。</p>	<p>現在のところ、埋立事業に関する事例は把握していません。</p>